

広島県教育委員会訓令第二号

本 庁  
地 方 機 関  
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等の職員の勤務成績の評定に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

広島県教育委員会  
委員長 平 田 克 明

広島県教育委員会事務局等の職員の勤務成績の評定に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等の職員の勤務成績の評定に関する訓令（平成十五年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「第四号」を「第三号」に改める。

別表第一の三の項中「主任主事、主任技師」を削り、同表四の項を削る。

別表第二グループ評定の項中

〔	3	40	40	40	40	120
	4	40	40	40	40	120
〕	3	40	40	40	40	120

を  
に改める。

別紙様式第四号を次のように改める。

様式第4号 削除

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。